定農業生産法人」を「同条第四項に規定する特定農地所有適格法人」に、「特定農業生産法人（同項に規定する農地法第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの」を「特定農地所有適格法人（平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人」に、「特定農業生産法人が特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人」に改め、同表第七十条の四第十四項の項中

第一項の場合

を

税務署長

に改め、「附則第四条第四項」の下に「の場合」を加え、

税務署長	道府県知事
第一項に	

を

道府県知事	
改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項に	

に、

納税の猶予

を

納税の猶予	徴収
徴収の猶予	係る
	は平

に改め、同表第七十条の四第十五項（第一号及び第三号を除く。）の項を削り、同表第七十条の四第十四項の項の次に次のように加える。

第七十条の四第十五項第二号	第一項の規定による納税の猶予	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による徴収の猶予
	第一項	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
	贈与税	不動産取得税
	延滞税	延滞金
	同項	これらの項
	納税の猶予	徴収の猶予
	前号に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による
	期限	期限（第三項、第四項、第十二項又は前項の規定による当該期限を含む。）
	国税通則法	地方税法
第七十条の四第十五項	猶予	国税通則法及び国税徴収法

の猶予　改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項

附則第三条第六項の表第七十条の四第十八項の項中「贈与税の額」を「各号に規定する贈与税の額」に、「不動産取得税の額」を「各号に規定する不動産取得税の額」に、「納税」を「定める納税」に、「徴収」を「定める徴収」に改め、同表に次のように加える。

第七十条の四第十八項各号	贈与税	不動産取得税
	納税の猶予	徴収の猶予

附則第三条第七項中「同条第三項に規定する」を削り、「特定農業生産法人に使用させている」を「特定農地所有適格法人（改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）に使用させている」に、「特定農業生産法人が特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人」に改める。

第四条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「この条において」を「この項において」に改め、「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の五項を加える。

2　平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項	（以下この条	（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十九年三月に社会保障・税一体改革を図るための所得税法及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）第二条（以下この条において「改正法」という。）の規定（改正法附則第六条の規定により読み替えて適用される地方税法（以下この条において「地方税法」という。）第二条の二十九及び附則第六条の十一の規定と同じ。）並びに地方税法附則第六条の十一の規定（以下この条において「附則第六条の十一の規定」という。）に基づき、当該各徴収取扱費算定期間内に納付すべき特別徴収に係る個人の道府県民税（地方税法第二条の二第一項第一号に掲げる個人の道府県民税をいう。以下この条において同じ。）及び市町村民税（地方税法第二条の二第一項第二号に掲げる個人の市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の特別徴収義務者（地方税法第百三十一条第一項第二号に規定する特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）が当該各徴収取扱費算定期間内に納付すべき特別徴収に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者